

JGAP遠隔審査ガイドライン (畜産)

Ver.2



発行日：2023年3月24日
運用開始日：2023年3月24日

目次

目的.....	1
1. 用語の定義.....	1
2. 要件.....	1
2.1 実施する要因.....	1
2.2 環境.....	1
3. 適用範囲.....	2
3.1 適用範囲.....	2
3.2 適用除外.....	2
4. 審査員の要件および力量評価.....	2
5. 審査のタイミング、審査工数、審査期間.....	2
5.1 審査のタイミング.....	2
5.2 審査工数(時間).....	2
5.3 接続テストと審査の間隔.....	2
6. セキュリティー.....	2
6.1 セキュリティーの確保.....	2
6.2 セキュリティーに関する合意.....	2
7. 実施手順.....	3
7.1 審査申込書.....	3
7.2 提出資料.....	3
7.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定.....	3
7.4 接続テスト.....	3
7.5 遠隔審査の可否の決定.....	3
7.6 審査計画の策定.....	3
7.7 遠隔審査の実施.....	3
7.7.1 農場の審査対応人員.....	3
7.7.2 環境.....	3
7.7.3 遠隔審査の実施.....	4
7.7.4 遠隔審査の中止.....	4
7.8 現地審査.....	4
8. 審査後の活動.....	4
9. 登録.....	4
改定履歴.....	5

目的

この文書は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」という。）が運営する認証プログラム JGAP（畜産）の審査を、JGAP総合規則に加えIAF MD4:2022「認証審査/認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF基準文書」に基づき遠隔審査によって実施するための要領を定める。その背景としては、ICT機器の発展による審査、認証の業務の手法の進歩と、豚熱（CFS）や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜感染症や公衆衛生上重要となる人獣共通感染症などの予防対策（以下、「畜産衛生上の管理」という。）および従業員や審査関連者のCOVID-19の感染リスクの回避がある。

1. 用語の定義

(1) ICT (Information Communication Technology)

ICTとは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することである。ICTには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他のソフトウェア及びハードウェアが含まれる。（引用：IAF MD4:2022）

(2) 遠隔審査

ICT機器を用いて審査員が農場以外の場所から農場の審査を行う審査である。WEBによる会議システム等により、認証機関、農場間で相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各出席者の音声や映像が即時に相互に伝わり適時適確な意見表明を相互に充分行うことができる環境が確保されることを要件とする。

(3) 現地審査

審査員、被審査農場、団体事務局が対面で行う審査である。審査に関係する農場、団体事務局にて行う。

2. 要件

2.1 実施する要因

以下のいずれかの事項に該当する場合は遠隔審査の利用を検討する。

- (1) ICT技術の活用により、農場・団体に訪問することなく、信頼に足る審査が可能である。
- (2) 畜産衛生上の管理およびCOVID-19により、政府、各都道府県により移動の制限および自粛が要請されている。
- (3) 畜産衛生上の管理およびCOVID-19により、受審する農場の希望、審査員の感染リスク等から認証機関が遠隔審査を適当と判断する。

2.2 環境

遠隔審査では各出席者の音声や映像が即時に相互に伝わり適時適確な意見表明を相互に充分行う環境が確保されることが要件である。したがって、審査の過程で機材の不具合等により遠隔審査が不可能となった場合は現地での追加の審査を必要とする。

また、リアルタイムの映像によるコミュニケーションに加え、必要に応じて画像（写真）などによる送受信を行い、審査の精度を十分確保される環境を必須とする。

3. 適用範囲

3.1 適用範囲

JGAP(畜産)の個別認証・団体認証において実施する遠隔審査に適用する。

3.2 適用除外

個別認証および団体認証の初回審査に該当する農場に対しては、遠隔審査を適用してはいけない。

なお、緊急時に際しての適用条件は別途設定を行う場合がある。

4. 審査員の要件および力量評価

認証機関は、審査員の遠隔審査に関する力量を評価する手順を文書化し、遠隔審査実施の可否を判断する。

審査員には以下の力量が求められる。

- ・ 遠隔審査に用いるICT機器が十分に使用可能である。
- ・ 遠隔審査を行うための十分な研修を受けており、遠隔審査を行う力量を有し、遠隔審査により収集された情報の精度に関するリスクを理解している。
- ・ 遠隔審査に係るセキュリティーに関するリスクを把握している。
- ・ 過去に被審査農場の審査をしたことがある。

5. 審査のタイミング、審査工数、審査期間

5.1 審査のタイミング

審査のタイミングに関連する要件は、総合規則に沿って行う。

5.2 審査工数(時間)

遠隔審査と現地審査(実施した場合に限る)の審査時間が、標準審査工数より短くなった場合には、認証機関はその時間が短くなった正当性を示さなくてはならない。

5.3 接続テストと審査の間隔

接続テスト後2週間以内に遠隔審査を実施する。遠隔審査は現地審査の前に行わなくてはならない。

6. セキュリティー

6.1 セキュリティーの確保

認証機関は計画、報告、フォローアップを含め審査全体を通じて情報の機密保持を確実にする対策を実施する。

6.2 セキュリティーに関する合意

認証機関と農場は審査前にセキュリティーおよびデータ、音声の記録、スクリーンショット等の審査に係る情報の保護対策と責任の所在について合意する。

認証機関と農場は遠隔審査のツールの録画(スクリーンショット等含む)、録音機能を使用する場合は、その範囲、使用目的および記録の廃棄時期を合意する。

セキュリティーに関する合意は文書により行い文書を保持する。セキュリティーに関する文書による合意が無い場合に遠隔審査は行えない。

7. 実施手順

7.1 審査申込書

遠隔審査申込書に少なくとも以下を記載する。

- (1) 遠隔審査に使用可能な機材、プラットフォーム等
- (2) 審査の参加者
- (3) GAPに関する記帳等に利用するクラウドシステム等ICTの活用状況(利用している場合)

7.2 提出資料

認証機関は農場に総合規則10.2で定める審査申込書だけでは遠隔審査計画の立案が困難な場合、遠隔審査で必要とされる資料を事前に要求できる。

7.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定

認証機関は提出された書類の確認を行う。

認証機関は事前の審査対象農場の確認結果および事前提出資料から遠隔審査に影響を及ぼす可能性があるリスク、また、ICTを利用することによるリスクを特定し、慎重に審査すべき事項を把握し記録に残す。

7.4 接続テスト

接続テストは認証機関または審査員が実施する。

書類、現地の確認における通信環境、映像、画像の精度(解像度)の確認を行う。

7.5 遠隔審査の可否の決定

認証機関は、7.1 審査申込書、7.2 提出資料、7.4 接続テストで得た遠隔審査に関する情報を含め、以下の観点より、遠隔審査におけるリスク評価を行い、遠隔審査実施の可否を判断する。

リスク評価において必要に応じて聞き取り調査を行う。一連の遠隔審査におけるリスク評価結果と可否の結果を記録する。

- (1) 直前の審査での是正要求
- (2) 使用するICT機器と通信環境(送受信の可否、通信速度、ノイズ)
- (3) 上記を使用するに当たって担当審査員の力量、および当該農場の力量
- (4) 情報セキュリティの確保と機密保持

7.6 審査計画の策定

遠隔審査においてICTをどう活用するのかの特定を行い、審査計画を策定する。

審査計画は7.3で特定された慎重に審査すべき事項の特定結果を反映する。

7.7 遠隔審査の実施

7.7.1 農場の審査対応人員

受診する農場の対応は2名以上を原則とする。

(撮影者の安全確認や書類審査時の補佐役1名以上を含む)

7.7.2 環境

文書確認は音声伝わりやすい静かな場所を設定する。

ヘッドセット装着または外部マイク(ノートパソコンのマイクでない)の使用が望ましい。

7.7.3 遠隔審査の実施

遠隔審査の進行（開始、閉会、審査結果報告等）は総合規則に基づき、可能な限り設定された計画に従い実施する。審査報告書には、遠隔審査としたこと、遠隔審査とした理由、審査の開始時刻、終了時刻および参加者を記録する。また技術的な課題があった場合は、その旨記載する。

7.7.4 遠隔審査の中止

通信状況等により審査の継続に支障が生じ審査の継続が困難な場合は遠隔審査を中止し記録に残す。記録には中止の要因と、中止するまでの遠隔審査により確認した管理点と結果について記載する。

7.8 現地審査

遠隔審査において現地で再確認することが必要と判断された管理点については現地審査を別途行う。

8. 審査後の活動

審査員は、審査の判定が終了した後に遠隔審査のツールの録画、録音機能の使用により入手した記録を破棄する。

9. 登録

認証機関は遠隔審査であったことを識別して認証情報を協会へ報告し、協会は、遠隔審査であったことを識別して認証農場・団体を記録する。

改定履歴

版数	改訂日	改定内容
Ver.1	2020年11月15日	初版発行
Ver.2	2023年3月24日	JGAP2022改定に伴う修正



一般財団法人 日本GAP協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4階
URL: <https://jgap.jp>